

1 訴えの提起——訴状を出す

短答・論文共通

訴えの提起——訴状を出す

| 訴えの提起（民訴134条）

- 訴状を裁判所に提出する＝手続が開始される

| 訴状に記載する事項

- 当事者及び法定代理人
- 請求の趣旨及び原因

※ 誰が誰に何を求めるのか、その理由が必須

図：訴えの提起のポイント

条文 民事訴訟法134条

民事訴訟法第134条（訴え提起の方式）

訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 請求の趣旨及び原因

訴訟は、原告による**訴えの提起**によって始まります。原告が、**訴状**という書類を作成して、裁判所へ提出します。**始めるかどうかは当事者が決める**——以前、訴訟を動かすのは誰かを見た回で出てきた考え方が、ここに出ています。条文を見てください。1項は、訴状を出すという方式そのものです。2項は、訴状に書かなければならないことです。**当事者と法定代理人**、そして**請求の趣旨と原因**です。ここでいう**法定代理人**は、本人が選んで頼む**訴訟代理人**——前回の弁護士——とは別で、本人が自分では手続できないときに、**法律の定めで**代わりに立つ人です。誰が誰に何を求めるのか、その理由は何か、ということです。

イメージとしては、そのとおりです。細かい書き方は、また別の回で扱います。訴状が提出されると、その紛争は、裁判所にとってひとつの「事件」として扱われることになります。事件番号が振られて、担当の裁判所・裁判官が決まり、手続として管理される、ということです。これから先は、当事者の話し合いだけでなく、裁判所を交えた手続として進んでいきます。

2 判決があっても、紛争が解決するとは限らない

論文の骨格

判決があっても、紛争が解決するとは限らない

| 判決が決着させるのは

- 紛争の**法的側面**だけ
 - 実生活の争いが、形を変えて続くことは少なくない

※ 訴訟は万能の解決装置ではない

図：判決は万能ではないボード

ここで、少し立ち止まります。訴えを起こして、判決が出れば、それで争いは終わりだと思いませんか。決着はつきます。ただし、あくまで**紛争の法的側面**についてです。判決が出て、支払いの義務があるかどうかははっきりしても——実生活での争いが、形を変えて続くことは、少なくありません。300万円を払えという判決が出て、AとBの関係が、それで元どおりになるとは限りません。近所づきあいや、今後の仕事の紹介関係にまで、しこりが残ることもあります。以前、民事訴訟の目的を考えた回がありましたね。あのときの話が、ここにもつながっています。訴訟は万能の解決装置ではない、という感覚を、ここでも持っておいください。

3 誰が、どこに訴えるのか

短答知識

誰が、どこに訴えるのか

|①当事者適格

- 権利を主張する者＝原告／義務を負うと考えられる者＝被告

|②管轄

- 訴状をどの裁判所に出すか

|③民事裁判権

- 日本の裁判所がその事件を扱えるか（国際化した事件で問題になる）

図：当事者適格と管轄のボード

ここで、訴状を出すために決めておくべきことを、3つ確認します。1つ目、**誰が原告で、誰が被告か**です。**訴えた側が原告、訴えられた側が被告**——ここは、以前に見たとおりです。そのうえで、今回のような『お金を払え』という訴えなら——権利があると主張する人が原告になり、その人に義務を負っていると考えられる人が、被告になります。これを**当事者適格**という概念で規律します。詳しくは、別の回で扱います。2つ目、**どの裁判所に出すか**です。これを**管轄**の問題と呼びます。事件の内容や、当事者の住んでいる場所によって、担当する裁判所が決まります。3つ目、相手が海外にいるような場合には——日本の裁判所がその事件を扱えるかという、**民事裁判権**の問題も出てきます。

中身は、それぞれ専用の回で深掘りします。以前に見た**訴訟要件**——裁判所が中身を判断するための前提条件——につながる話です。今日は、こういう決め事があると知っておいてください。

4 送達——訴状が被告に届く仕組み

短答知識

送達——訴状が被告に届く仕組み

|送達

- 請求が適式に書かれ、手数料（印紙）が納められていれば
- 裁判所が、最初の期日の呼出状とともに訴状を被告に届ける
 - 届いたことを確認できる特別な方法で送る（ただの郵送ではない）

※ 相手に不意打ちをしないための仕組み

図：送達の流れボード

請求の中身が、裁判所が判断するのに適した形で書かれていて——決められた手数料が、印紙という形で納められていれば——裁判所は、最初の期日の呼出状とともに、その訴状をBに届けます。裁判所で、当事者が顔をそろえる日のことです。この、訴状や呼出状を届ける手続を、**送達**と呼びます。普通の郵便とは違い、届いたことを、きちんと確認できる特別な方法で送ります。Bが訴えられていることを知らないまま手続が進んでしまうと、防御の機会を奪うことになるからです。「知らないうちに負けていた」ということがあってはなりません。

詳しい仕組みは、送達だけを扱う回に譲ります。今日は、Bのもとに訴状が届く、という流れだけ押さえてください。

答弁書——被告の応答

| 答弁書

- 被告が、原告の訴えに大筋でどう対応するかを示す書面
 - 第1回口頭弁論期日までに提出し、そこで陳述する

※ 「争う」か「認める」かを、ここで示す

図：答弁書ボード

訴状の送達を受けたBは、応訴の準備に入ります。必要な調査や資料集めをしながら——原告の訴えに対して、大筋でどう対応するか、態度を決めなければなりません。この応答を、**答弁書**という書面で行います。第1回の口頭弁論期日までに提出して、そこで陳述することになります。法廷で、双方が言い分を述べる場です。そこで何が起きるかは、このあとまとめて見ます。たとえばBが「工事に欠陥があった」と考えているなら、答弁書でそう主張します。書面の中身——攻撃防御方法の話は、また別の回で深掘りします。

6 裁判所の階級と三審制

裁判所の階級と三審制

| 4つの階級

- **最高裁判所**／**高等裁判所**（本部8）／**地方裁判所**（50）／**簡易裁判所**（438）
 - 身近な事件ほど、近くで扱えるよう数が多い

| 三審制（憲法76条1項）

- 同じ事件を**3つの審級**にわたって審理する
 - 誤りを正す機会を残すための仕組み

※ 第一審は簡裁か地裁

図：裁判所の階級と三審制ボード

ここで、少し寄り道をして、「裁判所」そのものの話をします。日本の裁判所は、4つの階級に分かれています。いちばん上が**最高裁判所**です。その下が**高等裁判所**——本部が全国に8カ所です。**地方裁判所**——各都府県に1カ所と、北海道に4つで、あわせて50カ所。**簡易裁判所**——438カ所です。身近な事件ほど、近くで扱えるようにしてあるからです。この4つの階級が、同じ事件を**3つの審級**にわたって審理する——これが**三審制**です。根拠は憲法76条1項にあります。よくある誤解です。審級が3つあるだけで、裁判所そのものは、階級を上がっていきます。

裁判官も人間である以上、判断を誤ることがあります。一度の判断で終わらせず、上級の裁判所がもう一度確かめる機会を用意することで——誤りを正す余地を残しているんです。通常の民事事件なら、まず第一審は、簡裁か地裁のどちらかです。

家庭裁判所と、知的財産をめぐる訴訟

|家庭裁判所（50）

- 人事訴訟法により、離婚訴訟などの**人事訴訟の第一審**が地裁から家裁へ移った

|知的財産をめぐる訴訟

- 特許権等の訴え＝**東京地裁・大阪地裁**の専属管轄（民訴6条）
- 控訴審＝**知的財産高等裁判所**（東京高裁の特別の支部）

※ 第一審と控訴審を混同しない——知財高裁は控訴審だけ

図：家裁と知財のボード

4つの階級のほかに、**家庭裁判所**もあります。全国に50カ所です。もともとは、家事事件の調停や審判を行うだけでした。ですが、**人事訴訟法**という法律によって——離婚訴訟などの**人事訴訟**は、もともと地裁が第一審を担当していましたが、この法律の制定で、家裁が引き受けるようになりました。もう1つ、特許権などの**知的財産**をめぐる訴訟にも、特別な扱いがあります。高度に専門技術的な内容を含むため——専門処理体制が整っている**東京地裁と大阪地裁**が、第一審を担当します。専門的な知識が必要な事件を、あちこちの裁判所に分散させると——審理の質にばらつきが出てしまいます。担当を絞ることで、専門性を高めているんです。

知的財産高等裁判所ですね。ただし、そこは第一審ではありません。東京地裁・大阪地裁の判決に対する**控訴**を受け持つ、東京高裁の特別な支部です。第一審の判決に不服なら、上級の裁判所へ——これが**控訴**です。

8 ここまでの整理——法廷へ

定着

ここまでの整理——法廷へ

|訴状から答弁書まで

- 訴状を提出→当事者適格・管轄→**送達**→**答弁書**

|裁判所の階級

- **最高裁・高裁・地裁・簡裁・家裁**——事件の性質で担当が分かれる

※ 続いて、いよいよ口頭弁論——法廷で何が起きるか

図：中間まとめボード

ここで、いったん整理します。ここまでの流れを押さえておかないと、この先の口頭弁論の話についていけなくなるからです。Aは訴状を提出し、事件がひとつの「事件」として扱われるようになりました。誰が原告で誰が被告か、どの裁判所に出すか——当事者適格と管轄の問題を通りました。そして、訴状はBに**送達**されました。Bは**答弁書**を出し、争う姿勢を示しました。そして、裁判所には**最高裁・高裁・地裁・簡裁・家裁**という階級がありました。事件の性質で、担当が分かれることも見ました。続いて、いよいよ法廷そのもの——**口頭弁論**で何が起きるかを見ていきましょう。

法廷で何が起こるのか——口頭弁論

|口頭弁論

- 第1回期日に、原告は訴状を、被告は答弁書を、それぞれ陳述する
 - 公開の法廷で、裁判所の面前で、両当事者の要求と言いつ分を戦わせる

※ 本格的な訴訟手続の段階

図：口頭弁論とは何かボード

第1回の期日には、Aは訴状を、Bは答弁書を、それぞれ陳述します。書いてある中身を、法廷で口頭で述べる、という意味です。公開の法廷で、裁判所を前にして、双方が自分の求めと言いつ分をぶつけ合う——これが**口頭弁論**という、本格的な訴訟の場面です。名前だけ聞くと、そう思いますよね。でも、そこには理念があります。

10 必要的口頭弁論の原則

短答・論文共通

必要的口頭弁論の原則

|原則（民訴87条1項）

- 口頭弁論で述べない限り、判決の材料にならない

|ねらい

- **即応性**＝裁判官がその場で聞き、相手方もすぐ反論できる
 - 書面のやり取りだけでは確かめられない

※ 訴状に書いても、期日で述べなければ土俵に乗らない

図：必要的口頭弁論の原則

条文 民事訴訟法87条1項

民事訴訟法第87条第1項（口頭弁論の必要性）

当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。

条文を見てください。口頭弁論の場で述べていない限り、どれだけ言い分があっても、判決の材料としては扱われません。これを**必要的口頭弁論の原則**と呼びます。そこには、いくつかの狙いがあります。口頭で述べれば、裁判官がその場で聞いて、疑問があればすぐに確かめられます。相手方も、その場で反論できます。書面のやり取りだけでは、こうした即応性が失われます。書いてあっても、法廷で述べていなければ、**判決の基礎にはなりません**。訴状に書き、期日で陳述して、はじめて土俵に乗ります。だから、口頭弁論は、公開であること、口頭であることなど——いくつかの条件を備えたものでなければなりません。

以前、非訟のところで出てきた**決定**——判決より軽い、機動的な形の裁判です。そこは、口頭弁論を開くかどうかを裁判所が決めてよい、という例外です。諸原則の中身は、別の回で詳しく扱います。今日は、原告の申立てと被告の応答から、主張・立証を経て判決に至る訴訟活動が——基本的にこの口頭弁論の場で展開される、という理念を押さえてください。

理念と、法廷の実際

|理念

- 口頭で、要求と言い分を戦わせる本格的な段階

|実際

- 「訴状（答弁書）のとおり陳述します」で終わる
 - 同じ法廷で**30分に2、3件**の第1回期日を次々処理

※ 書面で言い分は出し切っている——第1回は当事者の顔合わせに近い

図：理念と実際の落差ボード

さて、ここからが今日の核心です。「要求と言い分を戦わせる」——そう聞くと、法廷ドラマのような場面を思い浮かべませんか。実際の第1回期日は、かなり違います。AもBも、法廷でこう言うだけです。「訴状のとおり陳述します」「答弁書のとおり陳述します」。それだけです。だから裁判所は、同じ法廷で、**30分に2件、3件**の第1回期日を、次々にこなしていきます。なぜこうなるのか、理由を考えてみましょう。第1回期日の時点では、AもBも、書面ではすでに言い分を出し切っています。訴状にAの言い分が、答弁書にBの言い分が、それぞれ書かれているからです。

第1回期日は、いわば当事者同士の顔合わせに近い性格を持っています。本当の主張のすり合わせ——お互いの言い分のどこが食い違っているかを詰めていく作業は——このあとの段階に委ねられているんです。**だから、法廷は静かなんです。勝負は、このあとの段階に移ります。**

12 陳述擬制——欠席しても救われる、ただし

短答・論文共通

陳述擬制——欠席しても救われる、ただし

|陳述擬制（民訴158条）

- 第1回期日に出席できなくても、書面を出していれば——
- 書面の内容を陳述したものとみなす

|重要な制約

- **第1回の期日だけに適用**

※ 2回目以降は、出席して述べないと考慮されない

図：陳述擬制の制約

条文 民事訴訟法158条

民事訴訟法第158条（訴状等の陳述の擬制）

原告又は被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしないときは、裁判所は、その者が提出した訴状又は答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方に弁論をさせることができる。

もう1つ、第1回期日には、特別な仕組みがあります。条文に**本案**とあります。前回見たとおり、請求の中身に決着をつける、本裁判のことで。もしBが、答弁書は出したものの、第1回期日に出席できなかったとします。この場合、あらかじめ提出していた書面の内容を、陳述したものとみなして、手続を進めることができます。これを**陳述擬制**と呼びます。第1回期日は、当事者や代理人の予定が、まだ十分にすり合っていないことも多いんです。もし欠席のたびに手続を止めていたら、訴訟が一向に進みません。ただし、条文をよく見てください。「**最初にすべき**」口頭弁論の期日、とあります。

この扱いが使えるのは、**第1回の期日だけ**です。2回目以降は使えません。ここは、正確に覚えておいてください。

不熱心な訴訟追行

|実務上、少なくない場面

- 被告が答弁書も出さずに、第1回期日を欠席する
 - 対策が用意されている（中身は当事者の欠席を扱う回へ）

図：不熱心な訴訟追行ボード

実務では、被告が答弁書も出さずに、第1回期日を欠席する例も、少なくありません。何のルールもなければ、欠席のたびに、期日をやり直さなければならなくなってしまいます。手続を引き延ばされるほど、まじめに対応している相手方は、それだけ救済を待たされてしまうからです。民事訴訟法2条は、裁判所には**公正かつ迅速**な進行を、当事者には**誠実な訴訟追行**を、それぞれ求めています。そうならないように、対策が用意されています。いま見た**陳述擬制**も、その1つです。こうした欠席のケースを中心に、当事者の**不熱心な訴訟追行**に備えた対策です。詳しい中身は、当事者の欠席を扱う回に譲ります。今日は、こうした場面にも備えがある、と知っておいてください。

14 かつての実務——五月雨式審理・漂流型審理

論文の骨格

かつての実務——五月雨式審理・漂流型審理

|五月雨式審理

- 書面交換と次回期日の設定だけの期日が、数か月おきに開かれる

|漂流型審理

- 主張と立証の段階を、行きつ戻りつする

※ 争点が絞られないまま、時間と費用だけがかさむ

図：五月雨式審理と漂流型審理ボード

訴えと判決の間の段階は、理念のうえでは——当事者が言い分をぶつける「主張」の段階と——食い違いを裏付ける材料を出す「立証」の段階に分かれます。理念上はそうです。ですが、かつての実務では、そう単純には進みませんでした。書面を交換して、次回の期日を定めるだけの期日が——数か月おきに、間隔をあけてしか開かれなかったんです。これを**五月雨式審理**と呼びます。しかも、当事者どうしの言い分がすれ違ったまま——主張と立証の段階を、行きつ戻りつすることも珍しくありませんでした。これを**漂流型審理**と呼びます。

争点がはっきりしないまま証拠だけが積み上がった——逆に、証拠が出そろわないまま主張だけが繰り返されたりします。欠陥の有無をめぐって、双方が言い分を述べるだけの期日が延々と続く——そんな状態です。当事者にとっては、時間も費用もかさみ、いつ終わるとも知れない負担になります。

争点整理手続——対話をかみ合わせる

| 争点整理手続

- 対話をかみ合わせ、一致する点（**裁判上の自白**）をそぎ落とす

◦ 食い違う点＝**争点**を浮き彫りにする

※ 五月雨式・漂流型審理からの軌道修正

図：争点整理手続ボード

改善の第一が、**争点整理手続**です。第1回期日のあと、当事者の主張が具体的になる段階で——やり取りを重ねながら、双方の言い分が一致する部分を、外していきます。この一致する点を、**裁判上の自白**と呼びます。詳しくは別の回で扱います。そうやって、食い違う点——**争点**だけを、くっきりと残していきます。Aの事件でいえば、「工事に欠陥があったかどうか」が、争点として絞り込まれていくイメージです。争点が絞られれば、無関係な主張や証拠に時間をかける必要がなくなります。

16 書証と集中証拠調べ

短答知識

書証と集中証拠調べ

| 書証

- 争点を立証する書類を取捨選択して提出

| 集中証拠調べ

- 尋問すべき人（当事者本人・証人）を全員集め、**1回の期日で一気に調べる**

※ この後、裁判所は弁論を終結し、判決言渡期日を指定する

図：書証と集中証拠調べボード

争点が絞り込まれたら、当事者はその争点を立証するために必要な書類を、取捨選択して提出します。この書類、またはそれを調べることを**書証**と呼びます。Aなら、工事の契約書と、完成後の現場写真。Bなら、欠陥を示す見積書——**争点に効く書類だけ**を選んで出します。そのあとの段階では、当事者本人や証人——**人証**と呼ばれる証拠を調べます。尋問すべき人を全員集めて、**1回の期日で一気に調べる**。これを**集中証拠調べ**と呼びます。争点を絞り、証拠を絞ってから、証拠調べに集中する——この順序があるからこそ、限られた期日を有効に使えます。これが済むと、必要なら最終の弁論や和解の試みを経て——ここで裁判所が弁論を終結し、判決を言い渡す日を指定します。

ここまでのまとめ

|前編

- 代理人を選び、緊急の保全措置を取った

|今日

- 訴状提出→送達→答弁書→裁判所の階級／口頭弁論の理念と実際の落差／陳述擬制／五月雨式審理という病理／争点整理・集中証拠調べという改善

※ 弁論が終結すれば、あとは判決を待つばかり——次回は判決とその確定

図：全体まとめボード

ここまで、2回にわたって、Aの事件を追いかけてきました。前回、代理人を選び、訴える前の手当てまでを見ました。そして今日、訴状を提出し、送達を経て、答弁書が返ってきたところから——口頭弁論という理念と、法廷の実際の落差までを、一気に見ました。陳述擬制、五月雨式審理・漂流型審理という病理、それを改善する争点整理手続と集中証拠調べ——弁論が終結すれば、あとは判決を待つばかりです。